

特定公共交通事業者株式取得代行業務

プロポーザル実施要領

松阪市商工政策課

特定公共交通事業者株式取得代行業務 プロポーザル実施要領

1. 趣旨

市民にとって欠くことのできない公共交通を将来に向けて確保していくためには、自治体だけでなく民間公共交通事業者との密な連携が必要不可欠である。そこで松阪市に乗り入れしている特定の公共交通事業者（東海旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道ホールディングス㈱、三重交通ホールディングス㈱）の株式を約1億円ずつ購入し、株主としてそれぞれの事業者の経営にも責任を持つことで、松阪地域の公共交通全体を市として下支えしていく。

本要領は、その「公共交通事業者の株式取得代行業務」を実施する事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル実施方法等に関し、必要な事項を定める。

2. 業務の内容

（1）名称

特定公共交通事業者株式取得代行業務

（2）内容

詳細は別紙「仕様書」のとおり。

（3）契約期間

契約締結日から令和7年9月30日まで。

（4）上限額

株式取得に係る手数料として2,614,000円以内の金額で提案すること。

また、取得する株式は以下の各上限額の範囲で最大数とする。

- ・東海旅客鉄道㈱ 100,000,000円分
- ・近畿日本鉄道ホールディングス㈱ 100,000,000円分
- ・三重交通ホールディングス㈱ 100,000,000円分

3. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、公共交通事業者の株式取得代行業務の趣旨と目的を理解し、本業務に関する実績と能力がある企業で、参加申請書提出日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たすものとする。

- (1) 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査にかかる認定を受けていること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託しない者

(7) 日本国内に本店を有する証券会社で、三重県内に本店、支店又は営業所を有すること。

4. 企画提案にあたっての留意事項について

(1) プロポーザル実施要領等の承諾

参加希望者は、参加申請書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) プロポーザル参加費用の負担

プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類については変更できないものとし、採用・不採用に関わらず返却はしない。

(4) 情報公開の扱い

提出書類については、松阪市情報公開条例（平成 17 年松阪市条例第 6 号）に基づき、基本的に情報公開の対象となる。

(5) 提案の無効

次のいずれかに該当するときは無効とする。

- ① 資格要件を欠くもの。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④ 信義に反する行為があったとき。
- ⑤ その他選考に係る不正行為があったもの。

(6) その他

プロポーザル実施要領及び仕様書に定めるもののほか、応募にあたっては仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。

5. 参加申請について

(1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市産業文化部商工政策課

住所：〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

電話：0598-53-4184

FAX：0598-22-0003

E-mail：koutu@city.matsusaka.mie.jp

(2) プロポーザル実施スケジュール

実施公告日	4 月 28 日（月）
参加申請にかかる質問提出期限	5 月 12 日（月）
参加申請にかかる質問回答期限	5 月 15 日（木）
参加申請書提出期限	5 月 20 日（火）
参加資格審査結果通知日	5 月 23 日（金）
企画提案書等にかかる質問提出期限	5 月 30 日（金）
企画提案書等にかかる質問回答期限	6 月 4 日（水）

企画提案書等提出期限	6月 6日（金）
参加辞退届提出期限	6月 6日（金）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	6月19日（木）
最優秀提案者の決定	6月下旬（予定）
業務委託契約締結	6月下旬（予定）

（３）プロポーザル実施要領等の閲覧期間及び閲覧方法

閲覧期間：令和7年4月28日（月）から令和7年5月20日（火）まで

閲覧方法：市のホームページよりダウンロード

閲覧内容：特定公共交通事業者株式取得代行業務プロポーザル実施要領及び仕様書

（４）参加申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和7年5月20日（火）午後5時（必着）

提出場所：（１）に記載の所管課 E-mail アドレス

提出方法：電子メール

提出書類：①参加申請書（様式第1号）

②事業者概要（沿革、代表者の履歴等）・・・（様式第2号）

③業務実績調書（様式第3号）及び契約書の写し等 ※取引実績がある場合
・地方公共団体と締結した契約書の写し等を添付すること。

④予定担当者調書（様式第4号）

・申請書に記載された企業に所属していることが確認できる身分証明書等の写しを添付すること。

・実績確認ができる書類を添付すること。

⑤納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの）

・法人税（国税）並びに消費税及び地方消費税の完納証明
（納税証明書様式その3の3）

※提出書類は、証明書等を除き A4 版とする。

（５）参加申請にかかる質問提出期限

令和7年5月12日（月）午後5時まで（必着）

※質問の要旨を質問書（様式第5号）に記載し、（１）に記載の所管課に原則として電子メール（ファクシミリでも可）で送信すること。

（６）参加申請にかかる質問回答期限

原則として、令和7年5月15日（木）までに、質問者にのみ随時回答する。ただし、

回答内容が全体的に周知すべきものである場合は、回答を市ホームページに掲載する。

(7) 参加資格審査結果通知日（※参加資格者の決定）

通知日：令和 7 年 5 月 23 日（金）

通知方法：文書及び電子メールにより参加者へ送信する。

(8) 企画提案書等にかかる質問提出期間

令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時まで（必着）

※質問の要旨を質問書（様式第 5 号）に記載し、(1) に記載の所管課に原則として電子メール（ファクシミリでも可）で送信すること。

(9) 企画提案書等にかかる質問回答期限

原則として、令和 7 年 6 月 4 日（水）までに、質問者にのみ随時回答する。ただし、回答内容が全体的に周知すべきものである場合は、回答を市ホームページに掲載する。

(10) 企画提案書提出期限、提出場所、提出方法及び提出書類記載内容等

提出期限：令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時（必着）

提出場所：(1) に記載の所管課 E-mail アドレス

提出方法：電子メール

提出書類：①企画提案書表紙（様式第 6 号）

②企画提案書（任意様式）

③付属資料（任意様式） ※必要な場合のみ

【企画提案書作成上の留意事項】

①企画提案書の電子媒体は、PDF 形式または、Microsoft Office 形式とする。

②企画提案書は、様式第 6 号「企画提案書表紙」を添えること。

③表紙以外のページには社名は一切記載しないこと。社名の匿名化が難しい場合は、事務局の判断により社名を匿名化する。

④本市の方向性に沿って業務を行うことができるかどうかを審査するため、企画提案書は業務仕様書内の「4. 企画提案書の記載内容について」に沿って提案内容を分かり易く具体的に記述すること。その他、〈選定基準〉に沿って積極的な提案を行うこと。

⑤企画提案書は、全部で 20 ページ以内に収めること。また、必ずページ番号を表記すること。

⑥本市の提示した「実施要領や仕様書の記載のとおり」といった記述にしないこと。

⑦契約締結の際には、本プロポーザルの仕様書に加え、企画提案書一式を添付するので、実現不可能なものではなく、確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載

された内容は、全て提案者が実現を約束したものとする。

- ⑧仕様書に記載している内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。
- ⑨企画提案書へ記載の無い有料オプションなど、別途費用を必要とするものの請求は認めない。

6. プレゼンテーション審査について

(1) 審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施）…非公開

実施日時：令和7年6月19日（木）

実施場所：WEB会議

※実施日時については、参加資格審査結果とともに通知する。

実施時間：1 提案者約 20 分（説明 10 分以内・ヒアリング 10 分程度）

(2) 審査方法

- ①特定公共交通事業者株式取得代行業務プロポーザル審査委員会において審査を行う。
- ②審査は、企画提案内容の評価にて実施し、＜選考基準＞に基づく「企画提案評価点」「ヒアリング評価点」を合算した総合評価点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。
- ③総合評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合は、以下の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。
 - ア. 企画提案評価点が高い者
 - イ. 企画提案評価点の審査項目のうち「見積」の得点が高い者
 - ウ. 上記においても同点の場合は、くじにより最優秀提案者を決定する。
- ④次の要件に該当した場合は、選定基準の対象から除外する。
 - ア. 選定基準に関する不当な要求等を申し入れた場合
 - イ. 提出書類等に虚偽または不正があった場合
 - ウ. 提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合
 - エ. 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
 - オ. 提出書類等提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
 - カ. その他不正行為があった場合

(3) 選定結果の通知

選定の結果は、プレゼンテーション・ヒアリングの参加者全員に書面で通知する。なお、

審査の公正・透明性を図るため選定結果を市ホームページで公表する。

7. 支払いについて

事業者選定後、市は選定事業者の証券取引口座（口座がない場合は新規開設を行う）へ株取得費用及び株式代行手数料を入金する。その後は、選定事業者は特定公共交通事業者の株式の取得を行い、企画提案に則った手数料を徴収すること。なお、入金した株取得費用と手数料に余剰が発生した場合は、市へ返金を行うこと。

8. その他

（１）参加辞退

参加申請書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を使用し、参加辞退届の提出期限（令和7年6月6日（金）午後5時必着）までに、5.（1）に記載の所管課 E-mail アドレスへ電子メールで提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

<選考基準>

区分	審査項目	評価内容	配点
企画提案評価	業務に対する理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分あるか	10
	提案の的確性	仕様書を適格に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10
	提案の実現性	提案書はわかりやすく説得力があり実現可能な提案になっているか	10
	提案内容	購入時期や購入方法の提案内容に魅力を感じるか	10
	見積	提案見積（手数料）に魅力を感じるか	30
小 計（委員一人あたり）			70

区分	審査項目	評価内容	配点
ヒアリング評価	質疑への応対	質疑に対して適格に対応しているか、柔軟性があるか	15
	追加提案	仕様内容に加え、目的を達成するための効果的な提案があるか	15
小 計（委員一人あたり）			30

総合評価点 企画提案評価(100点×委員 5 人=500 点)	500
------------------------------------	-----

<配点基準>

基準	配点:10	配点:15	配点:30
A:配点×1.0	10	15	30
B:配点×0.8	8	12	24
C:配点×0.6	6	9	18
D:配点×0.4	4	6	12
E:配点×0.2	2	3	6